

○可児市空き家・空き地バンク実施要綱

平成25年 3 月15日

訓令甲第22号

改正 平成26年10月 1 日訓令甲第34号

平成28年 6 月 1 日訓令甲第25号

平成30年 3 月30日訓令甲第22号

令和 3 年訓令甲第38号

令和 4 年訓令甲第15号

(目的)

第1条 この訓令は、市内における空き家及び空き地（以下「空き家等」という。）の有効活用を通して、空き家等の発生及び増加を抑制することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 市内に居住を目的として建築され、現に人が居住していない（近く居住しなくなる予定のものを含む。）建物をいう。
- (2) 空き地 市内において、居住を目的として建物を建築することができ、現に使用されていない（近く使用されなくなる予定のものを含む。）土地をいう。
- (3) 所有者 空き家等に係る所有権又は売却若しくは賃貸を行う権利を有する者をいう。
- (4) 空き家・空き地バンク 空き家等の売買又は賃貸を希望する所有者からの申込みを受けた情報を、空き家等の活用を希望する者に対し提供する制度をいう。
- (5) 協力事業者 公益社団法人岐阜県宅地建物取引業協会又は公益社団法人全日本不動産協会岐阜県本部に加盟し、市内に事業所を置き、空き家・空き地バンクに係る空き家等の契約交渉について市に仲介の登録をした事業者をいう。

(適用上の注意)

第3条 この訓令は、空き家・空き地バンク以外による空き家等の取引を妨げるものではない。

(登録申込等)

第4条 空き家・空き地バンクに空き家等を登録しようとする所有者（以下「登録申込者」という。）は、可児市空き家・空き地バンク登録申込書（別記様式第1号）に可児市空き家・空き地バンク登録台帳（別記様式第2号。以下「空き家・空き地台帳」という。）のほか、市長が必要と認める書類を添えて市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、登録に必要な調査を実施するものとする。
- 3 市長は、前項の規定による調査を実施する場合において、登録申込者が空き家等の契約交渉について協力事業者の仲介を希望しているときは、当該協力事業者に対し、登録に必要な調査を依頼し、その結果の報告を求めることができる。
- 4 市長は、第1項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容等を確認の上、適当であると認めたときは、登録番号を付して当該空き家等を空き家・空き地台帳に登

録するとともに、可児市空き家・空き地バンク登録完了通知書（別記様式第3号）により当該登録申込者に通知するものとする。

5 市長は、前項の規定による登録をしていない空き家等で空き家・空き地バンクに登録することが適当と認めるものは、当該所有者に対して空き家・空き地バンクへの登録を勧めることができるものとする。

6 第4項の規定による登録の有効期限は、登録した日から起算して3年を経過した日の属する月の末日とする。ただし、登録の有効期限までに可児市空き家・空き地バンク登録延長申請書（別記様式第3号の2）を市長に提出したときは、有効期限を3年延長することができるものとする。

7 市長は前項ただし書の規定による延長登録の申請があったときは、その内容を確認の上適当であると認めたときは、可児市空き家・空き地バンク登録延長決定通知書（別記様式第3号の3）により当該申請者に通知するものとする。

第5条 空き家等が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録することができない。

(1) 現に売買又は賃貸の契約を締結しているもの（契約の締結を予定しているものを含む。）

(2) 協力事業者以外の者と宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第34条の2第3項に規定する専任媒介契約が締結されているもの

(3) 法令上、再建築をすることができない敷地にあるもの

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めるもの
（登録事項の変更）

第6条 第4条第4項の規定による通知を受けた登録申込者（以下「登録者」という。）

は、当該登録事項に変更があったときは、可児市空き家・空き地バンク登録変更届出書（別記様式第4号）に空き家・空き地台帳を添えて市長に提出しなければならない。

（登録の取消し）

第7条 登録者は、第4条第4項の規定による登録を取り消すときは、可児市空き家・空き地バンク登録取消届出書（別記様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の届出書の提出があったとき、又は空き家・空き地台帳に登録された空き家等（以下「登録物件」という。）に係る所有権その他の権利に移転があったことを確認したときは、当該登録物件の登録を取り消すとともに、可児市空き家・空き地バンク登録取消通知書（別記様式第6号）により当該登録者に通知するものとする。

（情報の公開）

第8条 市長は、登録物件について、情報の一部を公開するものとする。

2 市長は、登録物件に係る情報の取得を希望する者に対し、ホームページの閲覧その他の方法により、前項に規定する情報を提供するものとする。

（交渉の申込）

第9条 市長は、登録物件の売買又は賃貸借に係る交渉又は見学等（以下「交渉等」という。）を希望する者（以下「交渉等希望者」という。）から連絡を受けたときは、当該登録物件の登録者（当該登録者に代理又は媒介を行う協力事業者があるときは、その者）に通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた者は、遅滞なく当該交渉等希望者と交渉等を行うもの

とする。

(情報の提供等)

第10条 市長は、必要に応じて登録者、交渉等希望者及び協力事業者に対して、空き家・空き地バンクに登録された必要な情報を提供することができる。

2 市長は、登録物件に関する交渉又は売買、賃貸借等の契約については、直接これに関与しないものとする。

(助言)

第11条 市長は、登録者に対して必要な助言をすることができる。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年訓令甲第34号）

この訓令は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成28年訓令甲第25号）

1 この訓令は、平成28年6月1日から施行する。

2 この訓令の施行の際、現にある届出書その他の書類については、当分の間、所要の調整を加えて使用することができるものとする。

3 この訓令による改正後の第4条第6項及び第7項の規定は、施行の日前の登録についても適用する。

附 則（平成30年訓令甲第22号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和3年訓令甲第38号）

1 この訓令は、令和4年1月1日から施行する。

2 この訓令の施行の際、現にある様式については、当分の間、所要の調整を加えて使用することができるものとする。

附 則（令和4年訓令甲第15号）

1 この訓令は、令和4年1月1日から施行する。

可児市空き家・空き地バンク
登録申込書

年 月 日

可児市長 様

申請者 住所
(所有者) 氏名
電話 ()

可児市空き家・空き地バンク実施要綱第4条第1項の規定により、別紙の登録台帳の物件について、次のとおり可児市空き家・空き地バンクの登録を受けたいので、関係書類を添えて申し込みます。

また、登録に際し、詳細調査及び写真撮影を市で実施する場合は、これを承諾し、別紙登録台帳の内容と共に、広く一般に情報公開することを同意します。

物件の種類	☐ 空き家 ☐ 空き地（住宅を解体する予定ものを含む）
不動産事業者と結んでいる契約の種類	☐ 専任媒介契約 ☐ 一般媒介契約 ☐ 契約なし <u>現在契約中の事業者名：</u> ※協力事業者以外の者と専任媒介契約を結んでいる物件は登録できません。
物件の所在地	可児市
交渉の方法	☐ 直接型 = 契約交渉に関わる全てについて、登録者本人が責任を持って行います。 ☐ 間接型 = 契約交渉に関わる全てについて、協力事業者へ仲介を依頼します。 併せて、同協力事業者への情報の提供を承諾いたします。 （所有権または売却や賃貸を行う権利を持つ者が他に居る場合） ☐ 全ての権利者にこの申請に対する同意が得られています。
その他	☐ 「全国版空き家・空き地バンク」への掲載を希望する ☐ 現地に空き家・空き地バンクの看板の設置を希望する ☐ 協力事業者を指定する <u>指定する協力事業者名：</u>

※協力事業者とは、公益社団法人岐阜県宅地建物取引業協会又は公益社団法人全日本不動産協会岐阜県本部会員のうち、可児市空き家・空き地バンクに係る空き家等の契約交渉について市に仲介の登録をした事業者をいいます。

様式第2号（第4条関係）

別紙（空き家用）

可児市空き家・空き地バンク

登録台帳

登録番号			分類	☐ 直接型 ☐ 間接型	☐ 賃貸 ☐ 売却	
物件住所地	可児市					
所有者	〒 住所					
	氏名			TEL	— —	
	携帯	— —	FAX	— —		
	eメール	@				
その他連絡先	〒 住所					
	連絡先			TEL	— —	
希望価格	(売却希望価格 円) 又は (賃貸希望価格 円/月)					
物件の概要	面積		構造	建築年	年	
	土地	m ²	☐ 木造 ☐ 鉄骨造 ☐ 鉄筋コンクリート ☐ その他	補修の要否	補修の費用負担	
	建物	1階		m ²	☐ 補修は不要 ☐ 多少の補修必要 ☐ 大幅な補修必要 ☐ 現在補修中	☐ 所有者負担 ☐ 入居者負担 ☐ その他
		2階		m ²		
	間取り	1階		☐ 居間 () 畳 ☐ 台所 ☐ 風呂 ☐ トイレ ☐ その他 () ☐ 洋室 () 畳 () 畳 ☐ 和室 () 畳 () 畳		
		2階	☐ 洋室 () 畳 () 畳 ☐ 和室 () 畳 () 畳 ☐ その他 ()			
	補修必要箇所	1階	☐ 居間 ☐ 台所 ☐ 風呂 ☐ トイレ ☐ 洋室 ☐ 和室 ☐ その他 () 補修内容 ()			
		2階	☐ 洋室 ☐ 和室 ☐ その他 () 補修内容 ()			
	利用状況	☐ 放置 () 年 ☐ 別荘 ☐ その他		設備の状況	電気	☐ 引き込み済み ☐ その他
					ガス	☐ 都市ガス ☐ プロパンガス ☐ その他
		風呂	☐ ガス ☐ 灯油 ☐ 電気 ☐ その他			
		水道	☐ 上水道 ☐ 簡易水道 ☐ その他 ()			
		下水	☐ 下水道 ☐ 浄化槽 ☐ その他 ()			
		トイレ	☐ 水洗 ☐ 汲取り ☐ 和 ☐ 洋			
		車庫	☐ 有 ☐ 無 ☐ 物置 ☐ 有 ☐ 無			
主要施設等への距離	施設名	距離	耐震改修の状況 ☐ 診断済 ☐ 改修済 建築確認番号・年月日 号 年 月 日 検査済証番号・年月日 号 年 月 日	※物件の位置の案内図を裏面に記載してください。 ※間取りを裏面に記載してください。		
	☐ 駅	km				
	☐ バス停	km				
	☐ 市役所	km				
	☐ 病院	km				
	☐ 保育園	km				
	☐ 小学校	km				
☐ 中学校	km					
特記						

※抵当権及び相続登記の必要がある場合は、特記事項へ記載してください。

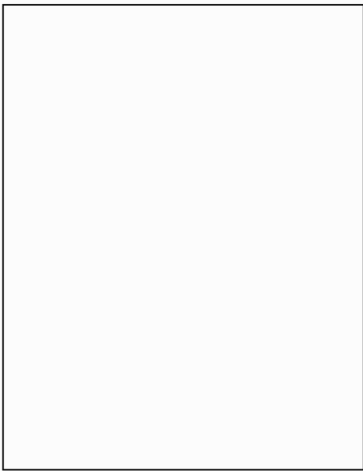
※申請に際しては、太枠で囲んだ部分に必要事項を記入し、登録申込書に添えて提出してください。

※登録変更届出書に添付する際は、変更箇所の記載のみで構いません。

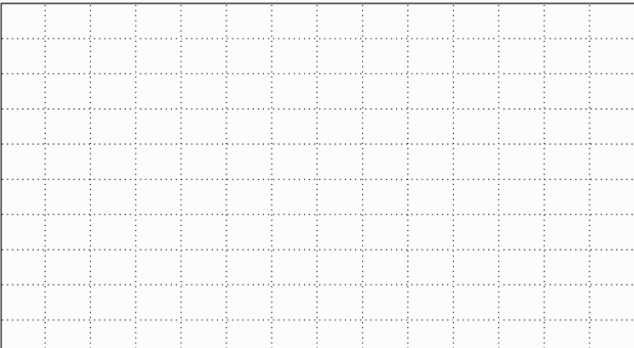
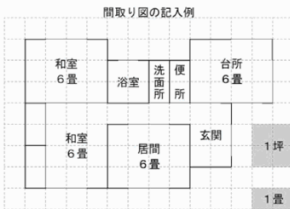
裏面に続く

(裏面)

【案内図】 (物件の位置を示す略図) 及び物件を示す写真

	
案内図	写真 (付近の写真)

【間取り図】

	
---	---

【賃貸借の場合】・・・貸主の希望

賃貸契約の期間

契約期間の定め	有 ・ 無
期間を定める場合	期限
	自動更新の扱い

特 記				
受付日	年 月 日	現地調査日	年 月 日	
登録日	年 月 日	有効期日	年 月 日	
登録抹消日	年 月 日	☐ 契約成立 ☐ 登録取消 ☐ その他 ()		

別紙 (空き地用)

可児市空き家・空き地バンク

登録台帳

登録番号			分類	☐ 直接型 ☐ 間接型	☐ 賃貸 ☐ 売却
所有者	〒 住所				
	氏名			TEL	— —
	携帯	— —		FAX	— —
	eメール	@			
その他 連絡先	〒 住所				
	連絡先			TEL	— —
希望価格	(売却希望価格 円) 又は (賃貸希望価格 円/月)				
土地 物件の 概要	所在地		現況 地目	地目	面積
	可児市				m ²
					m ²
					m ²
					m ²
					m ²
土地 利用 状況	用途地域 () ・ 用途白地		土地 要件		
	接続道路 (国・県・市・その他) m				
	その他法規制等 ()				
主要 施設 等へ の 距離	施設名		距離		
	☐ 駅		km		
	☐ バス停		km		
	☐ 市役所		km		
	☐ 病院		km		
	☐ 保育園		km		
	☐ 小学校		km		
	☐ 中学校		km		
	☐		km		
施設 の 状 況	水道	☐ 上水道 ☐ 簡易水道 ☐ その他()		※物件の位置の案内図を裏面に 記載してください。	
	下水	☐ 公共下水 ☐ 集落下水 ☐ その他()			
	ガス	☐ LPガス ☐ 都市ガス ☐ その他()			
	その他				
特記					

※抵当権及び相続登記の必要がある場合は、特記事項へ記載してください。

※申請に際しては、太枠で囲んだ部分に必要な事項を記入し、登録申込書に添えて提出してください。

※登録変更届出書に添付する際は、変更箇所の記載のみで構いません。

裏面に続く

(裏面)

【案内図】（物件の位置を示す略図）及び物件を示す写真

案内図	
	
写真（付近の写真）	

【賃貸借の場合】・・・貸主の希望

賃貸契約の期間

契約期間の定め	有 ・ 無
期間を定める場合	期限
	自動更新の扱い

特記				
受付日	年	月	日	現地調査日
登録日	年	月	日	有効期日
登録抹消日	年	月	日	☐ 契約成立 ☐ 登録取消 ☐ その他()

様式第3号（第4条関係）

可児市空き家・空き地バンク
登録完了通知書

第 号
年 月 日

申請者 住所
(所有者) 氏名 様

可児市長 印

年 月 日付で申込みのあった物件については、下記のとおり登録しましたので、可児市空き家・空き地バンク実施要綱第4条第4項の規定により通知します。

記

以下のとおり登録完了しました。

登録番号 号

登録日 年 月 日

有効期限 年 月 日

(登録日から3年を経過した月の末日)

なお、登録内容に変更が生じた場合は、可児市空き家・空き地バンク登録変更届出書（様式第4号）により変更を行なってください。この際の有効期限は当初登録の残期間とします。

様式第3号の2（第4条関係）

可児市空き家・空き地バンク

登録延長申請書

年 月 日

可児市長 様

申請者 住所
(所有者) 氏名 ⑩
電話 ()

下記の登録について、可児市空き家・空き地バンク実施要綱第4条第6項の規定により、
次のとおり可児市空き家・空き地バンクの登録を継続したいので申請します。

登録番号 : _____

様式第3号の3（第4条関係）

可児市空き家・空き地バンク
登録延長通知書

第 号
年 月 日

申請者 住所
(所有者) 氏名 様

可児市長 印

年 月 日付で申請のあった可児市空き家・空き地バンクへの登録継続について、下記のとおり登録を継続しましたので、可児市空き家・空き地バンク実施要綱第4条第7項の規定により通知します。

記

登録番号 号

有効期限 年 月 日
(前回有効期限から3年間)

様式第4号（第6条関係）

可児市空き家・空き地バンク 登録変更届出書

年 月 日

可児市長 様

申請者 住所

（所有者）氏名

印

電話 （ ）

可児市空き家・空き地バンク実施要綱第6条の規定により、次のとおり可児市空き家・空き地バンクの登録内容の変更を行いたいので、関係書類を添えて届け出ます。

登録番号：_____

変更内容： 別紙（可児市空き家・空き地バンク登録台帳）のとおり。

様式第5号（第7条関係）

可児市空き家・空き地バンク 登録取消届出書

年 月 日

可児市長 様

申請者 住所
(所有者) 氏名
電話 ()

可児市空き家・空き地バンクに登録されている登録番号第 号の物件について、下記の理由により登録を取り消したいので可児市空き家・空き地バンク実施要綱第7条第1項の規定により届け出ます。

登録取消しの理由	
----------	--

様式第6号（第7条関係）

可児市空き家・空き地バンク 登録取消通知書

第 号
年 月 日

様

可児市長



可児市空き家・空き地バンクに登録されている登録番号第 号の物件について、下記の理由により登録を取り消したので可児市空き家・空き地バンク実施要綱第7条第2項の規定により通知します。

登録取消しの理由	
----------	--

別記様式第1号（第4条関係）
様式第2号（第4条関係）
様式第3号（第4条関係）
様式第3号の2（第4条関係）
様式第3号の3（第4条関係）
様式第4号（第6条関係）
様式第5号（第7条関係）
様式第6号（第7条関係）